

社会福祉法人吾郷会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 吾郷会（以下「当法人」という）定款第10条および第26条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、当法人の理事長、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）及び相談役とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人が経営する事業所を主たる勤務場所として、当法人の職務に専念し、基本的に当法人に勤務する職員と勤務を同じくする者をいう。以下「常勤役員等」という。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。
 - (3) 相談役については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、役員等退職金規程に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員等の旅費に関する規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 退職手当については、役員等退職金規程に定める算式により算出される額

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等及び相談役に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月13日より改訂する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 3,600,000円
理事	年額 2,400,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	年 額
評議員会への出席及び法人及び施設業務のための出勤	120,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	15,000円
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 相談役

	日 額
法人及び施設業務のための出勤	5,000円